

中央区総合教育会議の傍聴手続等について

平成27年4月8日
中央区総合教育会議決定

(傍聴者の申出等)

第1条 会議を傍聴しようとする者(以下「傍聴希望者」という。)は、会議開始の20分前までに申出書に自己の住所及び氏名を記入の上、これを提出し、別記様式による傍聴券の交付を受けなければならない。

2 傍聴券の交付を受けた者(以下「傍聴人」という。)は、係員に当該傍聴券を提示の上、その指示に従って傍聴席に入退場し、退場の際に傍聴券を返却しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- 一 凶器その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 酒気を帯びていると認められる者
- 三 異様な服装をしている者
- 四 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり又は腕章の類を携帯している者
- 五 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
- 六 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者
- 七 前各号に掲げる者のほか、傍聴することが適当でないと認める者

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人は、10人をもって定員とする。

2 傍聴希望者が10人を超えた場合は、抽選とする。

3 報道関係者は1社につき1人とし、優先的に傍聴を認める。ただし、報道関係者が3人を上回った場合は、抽選とする。

(傍聴人の抽選方法)

第4条 受付番号順に傍聴希望者本人に番号札を引かせて、1番から10番までの番号を引き当てた者が傍聴することができる。ただし、報道関係者がいる場合は、その数を差し引いた番号までとする。

(会議途中での入退場)

第5条 傍聴人は、会議の途中で入退場することができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、次に掲げる事項をしてはならない。

- 一 許可なく指定された傍聴席を移動すること。
- 二 写真、動画等を撮影し、又は議事を録音すること。
- 三 パーソナルコンピューター等の情報通信機器を使用すること。
- 四 容儀を乱し、又は談話すること。
- 五 飲食し、又は喫煙すること。
- 六 言論に対して批評を加え、又は拍手その他の方法で賛否を表明すること。
- 七 騒ぎ立てる等議事を妨害すること。
- 八 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をすること。

(違反に対する措置)

第7条 傍聴人が前各条の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、傍聴禁止を宣告し、これに退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、傍聴禁止を宣告され、又は退場を命じられたときは、速やかに退場しなければならない。